

会社の役員及び従業員全員を被保険者とする傷害総合保険契約に基づき会社が受け取った保険金は労災事故を負った被保険者である従業員に支払われるべきものとされた事例

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年4月14日

【事件番号】 令和4年(ネ)第2515号

【事件名】 請求異議控訴事件

【裁判結果】 控訴棄却(確定)

【参照法令】 保険法2条4号イ、2条6号・7号、8条、12条、民法537条、646条1項、701条

【掲載誌】 金法2223号64頁

◆ LEX/DB 文献番号 25596508

青山学院大学教授 山下典孝

事実の概要

Y株式会社(被告、控訴人、以下「Y社」という)は、A損害保険会社(以下「A社」という)との間で、Y社を保険契約者、Y社の役員、従業員全員を被保険者とする損害保険契約である傷害総合保険契約(以下「本件保険契約」という)を締結し、Y社が本件保険契約の保険料を支払っていた。本件保険契約に適用される約款には、保険金とは入院保険金・手術保険金・通院保険金等で、保険金請求権者とは被保険者若しくはその父母、配偶者又は子であり(第1章第1条)、入院保険金や通院保険金は入院日数に応じて、後遺障害保険金は後遺障害の内容に応じてそれぞれ算定され、入院保険金や通院保険金については被保険者に支払うものとされ(第2章第5条から第7条まで)、保険金額算定のため入院日数や後遺障害の内容をA社に送付すべきものとされていた(第4章第21条、別表第6)。

平成27年9月1日、Y社の従業員であったX(原告、被控訴人)は、Y社から80万円を借り入れ、既払金7万円を差し引いた残額73万円につき15回の分割返済を行うこととしていた。Xが続けて2回以上の分割金の支払を怠ったとき等は、Y社からの催告がなくても当然期限の利益を失い、Xは残額を直ちに支払うこと、この場合、Xは強制執行に服する旨の公正証書がY社X間で作成されていた。

平成27年9月25日、XがY社のもとで就労中、労災事故により受傷し、入院して手術を受け

るなどした。平成28年9月、Y社は、A社から本件保険契約に基づき、入院保険金19万円、休業保険金90万円、手術保険金5万円からなる合計114万円の保険金(本件保険金)を受領し、また、Xは、A社から書面でその旨の通知を受けた。

Xは2回の支払を怠ったことから、Y社は神戸地方裁判所社支部に対し、上記公正証書に基づき、転職先の給与債権差押命令の申立てを行い、令和3年4月9日差押命令が出された。

Xは、Y社に対し、令和3年4月19日到達の内容証明郵便で、XのY社に対する本件保険金114万円の不当利得返還請求権及びこれに対する法定利息26万2930円を自動債権とし、本件公正証書に基づく債権を受働債権とし、これらを対当額で相殺する旨の意思表示をした。また、Xは、Y社に対し、本件の口頭弁論期日において、本件保険金の信義則上の返還請求権を自動債権とし、本件公正証書に基づく債権を受働債権とし、これらを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

Xは、令和3年4月22日、社簡易裁判所への訴えの提起に伴い、Xに対する債務名義に基づく強制執行の停止を求める申立てをし、同裁判所は、令和3年4月23日、Xに22万円の担保を立てさせた上で、本件訴訟の判決において民事執行法37条1項の裁判があるまで本件債務名義に基づく強制執行を停止する決定をした。社簡易裁判所は、本件を神戸地方裁判所社支部に移送した。

原審(神戸地社支判令4・10・11金法2223号69頁、LEX/DB25596509)は、Xの請求を認容し、簡易裁判所がした強制執行停止決定を認可した。そ

ここで、Y社が控訴したのが本件である。

判決の判旨

「本件契約は、保険契約者と被保険者が異なる損害保険契約であるから、保険法8条にいう、被保険者が保険契約の当事者以外の者である損害保険契約に該当し、被保険者が民法537条所定の受益の意思表示をするまでもなく、当然に被保険者に保険契約の利益が帰属し、被保険者は、自己固有の権利として保険給付請求権を取得することとなり、他方で、保険契約者には被保険利益がないこととなるものと解される。

そうである以上、控訴人が保険会社から本件保険契約に基づき本件保険金を受け取った場合、当該受取行為は、被保険者である被控訴人からの委託に基づくものでなくとも、同人のためにするものとして、事務管理に該当し、受け取った本件保険金は、特段の事情がない限り、同人に引き渡さなければならず（民法701条、646条1項）、控訴人がこれを引き渡さない場合には、本件保険金は不当利得になると解される。」

「本件保険契約……については、約款……で、保険金請求権者は被保険者（若しくはその父母、配偶者又は子）で、入院保険金や通院保険金は被保険者に支払うものとされているところ、確かに本件保険金は控訴人の預金口座に振り込まれているものの、上記認定のとおり、保険会社は、いずれも被控訴人に宛てて、平成28年5月12日付けで、保険会社が平成27年9月25日を事故日とし、被控訴人を被保険者とする事故を受け付けたこと、同事故を受け付けた契約が本件保険契約であること、支払対象となる可能性のある保険金についてウェブサイト等で案内していること等が記載された書面……を送付したり、平成28年9月には、同月5日を支払予定日とし、支払金額を114万円する保険金を控訴人の預金口座に支払をしたのでご案内する旨記載した書面……を送付したりしているもので、これらの事実も、本件保険契約において、控訴人が主張する法人契約特約が付されていたことに疑いを生じさせる事実といえる。控訴人の提出する保険会社担当者作成の説明書面……もその記載自体からして上記疑問を拭い去るに十分なものとはいえない。結局、本件保険契約においては、控訴人が主張する法人契約特約

が付されていたとまでは認めることはできない。なお、仮に、本件保険契約において法人契約特約が付されていたとしても、同特約は、本件保険契約の内容や、本件保険金が被控訴人の労災事故に起因して給付された入院保険金、通院保険金等であることからしても、保険法8条の規定に反する特約で被保険者である被控訴人に不利なものとして、同法12条により無効であるというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

使用者である会社が保険契約者となり、当該会社の役員・従業員全員を被保険者とする傷害総合保険契約において、従業員が労災事故により入院による手術を受けたことにより保険者から会社に支払われた入院保険金・休業保険金・手術保険金の帰属が問題とされた事案である。本件で問題となった本件保険契約は損害保険契約である傷害総合保険契約である点が特色といえ、従来の裁判例では争点とされていなかった点に意義がある¹⁾。なお保険契約者であるY社に対してどのような約定等を根拠に本件保険金の支払を行ったかは、保険者が訴訟の当事者となっていないことから明らかにされていない²⁾。

二 本件保険契約の法的位置付け

本判決の事実認定によれば、本件保険契約は、Y社を保険契約者、Y社の役員、従業員全員を被保険者とする損害保険契約である傷害総合保険契約とされている。保険法の契約類型としては、損害保険契約（保険法2条6号）の下位類型である傷害疾病損害保険契約（同条7号）となる。被保険者が自らの傷害や疾病によって治療費や入院費を負担する場合に、その実費相当額について保険者が保険給付を行う損害保険契約が典型例として挙げられる³⁾。

傷害疾病損害保険契約の定義において、人の傷害疾病により生ずることのある損害を「当該傷害疾病が生じた者が受けるもの」に限定している（保険法2条7号）。出演者の傷害や疾病に基づく出演中止によって興行主に生じた損害をてん補する興行中止保険は、この定義から傷害疾病損害保険契約には含まれない⁴⁾。このような定義とした理

由は、人保険として傷害疾病定額保険契約（同条9号）と共通の性質を有する損害保険契約について、人保険であることを踏まえた特則を設けることにあり、興行中止保険のような人保険としての特色を考慮する必要がないものについてまで傷害疾病損害保険契約の規律を及ぼす必要性がないことを踏まえて、上記の限定が設けられたとされている⁵⁾。

保険契約者と被保険者とは同一人である必要はなく、異なる場合も認められる。保険契約者と被保険者が異なる場合の損害保険契約を「第三者のためにする損害保険契約」という。第三者のためにする損害保険契約は、本判決も言及しているとおり、民法上の第三者のためにする契約（民法573条）の一種である⁶⁾。民法上の第三者のためにする契約では第三者に受益の意思表示が必要とされるが（民法573条3項）、第三者のためにする損害保険契約においては、受益の意思表示は不要とされ、被保険者は自己固有の権利として損害保険契約上の利益を享受することが認められる（保険法8条）⁷⁾。第三者のためにする損害保険契約を定める保険法8条は片面的強行規定とされている（保険法12条）。第三者のためにする傷害疾病損害保険契約も第三者のためにする損害保険契約者の一種と解されている⁸⁾。

三 本件保険契約上の受益者

損害保険契約における被保険者は、「損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者」である（保険法2条4号イ）。先述のとおり保険法2条7号括弧書きにより、被保険者自身に発生した傷害疾病によって生じた損害についててん補される必要があることから、当該被保険者自身が傷害疾病損害保険契約上の受益者となる。

本件保険契約では、Y社の従業員であるXが被保険者である。そして被保険者であるXが労災事故によって入院による手術を受けたことによって生じた損害について、保険者であるA社が入院保険金・休業保険金・手術保険金の支払を行うことによって、Xの上記損害をてん補することが本件保険契約の内容となる。本件保険契約は傷害疾病損害保険契約であることから被保険者であるX自身が受益者となる。

四 本件保険金の帰属とその取扱

本判決では、本件保険契約においてY社はA社との間での法人契約特約の締結を否定している。本件保険契約に適用される約款の法人契約特約によれば、当該特約が締結されている場合には、入院保険金・休業保険金・手術保険金等は、死亡保険金受取人に支払われる旨が定められていた。

第三者のためにする損害保険契約において被保険者は自己固有の権利として保険金請求権を取得するのが原則となるが、保険契約者、被保険者及び保険者の間の明示又は商慣習を基礎とした黙示の約定を根拠に、保険契約者と被保険者の間に一種の信託的法律関係を認め、保険契約者が自己の名において保険金請求権を行使できる場合が認められると解されている⁹⁾。具体的な例としては、標準的な倉庫寄託契約において寄託者（第三者）が倉庫事業者（保険契約者）を経由して火災保険金の支払を受けなければならないことが約定されている場合が挙げられている¹⁰⁾。

使用者である企業（会社）が災害補償による賠償責任の補償を目的に（労働基準法84条1項参照）、労働者災害補償保険法に基づき加入する労働者災害補償保険（以下「政府労災保険」という）の上乗せ保険として、会社と労働者との間で就業規則等において災害補償規定を設け、政府労災保険のてん補範囲外の補償給付としての法定外給付を行う目的で、民間の保険会社の間で企業（会社）が労働災害総合保険（法定外補償保険）に加入する場合がある。保険契約者と被保険者が企業（会社）となり、当該企業の被用者（従業員）が業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用（法定外補償）を支出することによって被る損害について、保険金が支払われるものである。法定外補償条項においては、被保険者である使用者（企業）が保険者から法定外補償の費用損害として保険金の支払を受けた場合には、受領した保険金の全額を被用者又はその遺族に支払わなければならない旨の規定が設けられている¹¹⁾。

労働災害総合保険は、先述の興行中止保険と同様に、傷害疾病損害保険契約ではなく、一般的な損害保険契約に該当することになる。

他方、本件保険契約は既述のとおり法的性質は第三者のためにする傷害疾病損害保険契約である。政府労災保険の上乗せ保険として、法定外補償の給付の財源の確保のため、あるいは役員・従業員の福利厚生制度の一環として役員・従業員の

ために傷害総合保険に加入していたのかも知れない。いずれの場合であっても、本件保険契約上の受益者は被保険者となる。A社は本件保険金をY社に支払うだけでなく、被保険者であるXに対して、Y社への保険金支払を書面において通知している点から考えて、本件保険契約上の受益者は被保険者と考えているものと考えられる。

本件事実関係では、Y社の就業規則等において労務災害における従業員の入院費用等をY社が負担する等の関係や、Y社を経由して被保険者に保険金を支払うべき約定等は明らかとなっていない。そのため、Y社とXとの関係において本件保険金の受領をY社に委任した事実関係は認められない。そうすると、判旨が述べているとおり、Y社がA社から保険金を受領した行為は、事務管理と構成せざるを得ず、本来の受領である被保険者Xに対してY社は受領した保険金を引き渡さなければならないことになる(民法701条、646条1項)。

五 法人契約特約の効力

本判決は、「同特約は、本件保険契約の内容や、本件保険金が被控訴人の労災事故に起因して給付された入院保険金、通院保険金等であることからしても、保険法8条の規定に反する特約で被保険者である被控訴人に不利なものとして、同法12条により無効であるというべきである。」と判示する。保険法8条の片面的強行規定違反としては、被保険者の受益の意思表示を必要とすること、被保険者の権利の発生時期を契約成立後とする場合が挙げられている¹²⁾。

本件で問題となる法人契約特約では、被保険者に支払うべき本件保険金が死亡保険金受取人に支払う旨しか規定がない。そのため、本件判旨で示されているとおり被保険者に不利な規定と解され、片面的強行規定違反とならざるを得ないのではないか¹³⁾。

●—注

- 1) 「コメント」金法2223号(2023年)66頁、水野信次「本件判批」銀法908号(2024年)67頁。
- 2) 本件約款によれば、第1章第1条(定義規定)での保険金請求権者は第3章被害事故補償条項に関するものであり、第2章傷害条項に関するものではない。第2章傷害条項によれば死亡保険金は死亡保険金受取人に支払う旨の規定を除き、後遺障害保険金・入院保険金等の保険金は被保険者に支払う旨規定されている。また休業保

金は休業保険金支払特約に基づき被保険者に支払われる旨の定めとなっていた。保険法上、損害保険契約には保険金受取人概念はない。被保険者を保険金受取人としている意味と捉えれば、本件保険契約は、傷害疾病定額保険契約(保険法2条9号)とも考えられる。この点は別稿で検討する。

- 3) 萩本修編著『一問一答 保険法』(商事法務、2009年)35頁。
- 4) 萩本・前掲注3)35頁。
- 5) 萩本・前掲注3)35頁。
- 6) 山下友信『保険法(上)』(有斐閣、2018年)321頁、山下友信監修・編『新保険法コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険)』(公益財団法人損害保険事業総合研究所、2021年)73頁[肥塚肇雄]。山下友信=永沢徹編著『論点体系保険法1 総則、損害保険[第2版]』(第一法規、2022年)116頁[梅津昭彦]。
- 7) 山下(友)・前掲注6)321頁、山下(友)・前掲注6)73頁[肥塚]、山下(友)=永沢・前掲注6)117頁[梅津]。
- 8) 山下(友)・前掲注6)79頁[肥塚]。
- 9) 山下(友)・前掲注6)322~323頁、山下(友)・前掲注6)77~78頁[肥塚]。
- 10) 山下(友)・前掲注6)322~323頁、山下(友)・前掲注6)76~77頁[肥塚]。
- 11) 例えば、甲損害保険株式会社の労働災害総合保険第1章法定外補償条項では以下の規定がおかれている。
「第1条(保険金を支払う場合—その1)
(1) 当社は、保険証券記載の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、次のいずれかの金額を、保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金をいいます。以下本章において同様とします。)として被保険者に支払います。
①被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、保険証券に記載された保険金額
②被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして保険証券に記載された保険金額
(2) 一略—
第3条(被用者への支払義務)
(1) 被保険者は、第1条(保険金を支払う場合—その1)により受領した保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。
(2) (1)の規定に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払わなかった金額を当会社に返還しなければなりません。」
- 12) 山下(友)=永沢・前掲注6)135頁[深澤泰弘]。
- 13) 本件保険契約を傷害疾病定額保険契約と解した場合、死亡保険金受取人を保険金受取人とする意味となる。この場合でも、保険会社向けの総合的な監督指針IV-1-17(2)との関係で問題となり得る。